日本における内部統制制度化の現状*

The Current Status of the Institutionalization of the Internal Control System as the Corporate Governance System in Japan: A Survey

市 古 勲
Isao ICHIKO

キーワード:内部統制, コーポレート・ガバナンス, 新会社法, 金融商品取引法

Key word: Internal Control, Corporate Governance, New Companies Act in Japan, Financial Products Exchange Law

要約

本稿は、日本における内部統制の制度化の現状を、コーポレート・ガバナンスの観点から整理したものである。内部統制は、具体的には新会社法および金融商品取引法によって法制化されるのであるが、それぞれの内部統制の内容には根本的な違いがある。新会社法の内部統制は、主に経営陣が善管理注意義務および忠実義務を果たすことを求めているのに対し、金融商品取引法の内部統制は、財務報告の信頼性を確保すること求めている。内部統制の確立に対し、経営陣のコミットメントを求めている点で両法の内部統制は関連性を有しているが、その内容は必ずしも一致していないし、連動性も乏しいものと思われる。

Abstract

This paper surveys the current status of the institutionalization of the Internal Control System as the Corporate Governance System in Japan. The Internal Control System becomes institutionalized by a New Companies Act and Financial Products Exchange Law, although there appear to be some differences on the treatment of the concept of Internal Control and Corporate Governance between the two. It seems that these differences make the coordination of the two systems worse.

1. 問題設定

2001年12月のエンロン,2002年6月のワールド・コムの不正会計事件を契機に、米国では内部統制およびコーポレート・ガバナンス・システムの不備・限界が指摘され、それを受けて

2002年7月に企業改革法(Sarbanes-Oxley Act: SOX 法)が制定された。この流れに呼応するかのごとく、日本においても、西武鉄道の有価証券報告書における不正開示問題を契機に内部統制の充実が求められ、金融庁を中心に、東京証券取引所や経済産業省等の関連団体がこの問題に対して積極的に取り組む姿勢を見せるようになった。また、最近施行された新会社においては、大会社(資本金 5 億円以上、または負債総額 200 億円以上の株式会社)全てに「内部統制システムの構築の基本方針と営業(事業)報告書での開示」が義務づけられることになっている。

本稿は、上記のように目まぐるしく変動する新たな内部統制制度化の潮流をコーポレート・ガバナンスの観点から調査・整理し、それら制度の特徴を展望することを目的とするものである。さて、本稿の構成は以下の通りである。まず、次節では本稿において考察対象とする「内部統制」を定義し、その後、第3節において各制度(改革)の内容を概観する。次いで、第4節では、法的拘束力を持つ2つの制度である会社法および金融商品取引法における内部統制の内容を比較検討する。最後に、これらの制度が日本企業のコーポレート・ガバナンスに与える影響を展望し、まとめとする。

2. 内部統制の定義

内部統制の定義づけについては、これまでに様々な研究分野・視点からの取り組みが行われてきた $^{1)}$ 。それゆえ、ここで統一的な定義を提示するのは非常に困難であるが、本稿の射程であるコーポレート・ガバナンスと関連性を持たせた最新の定義として COSO (Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission) が提示した枠組みが挙げられる。その内容は、次の通りである。

【COSO(1992)による内部統制の定義】2)

内部統制は、以下の範疇に分けられる目的の達成に関して合理的な保証を提供することを意図 した、事業体の取締役会、経営者およびその他の人々によって遂行されるプロセスである。

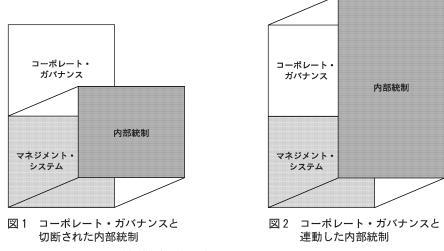
- ・業務の有効性と効率性
- 財務報告の信頼性
- ・関連法規の遵守

内部統制の構成要素としては、以下のものが識別される。

- 統制活動 (control environment)
- ・リスクの評価 (risk assessment)
- · 統制活動 (control activities)
- •情報と伝達 (information and communication)

· 監視活動 (monitoring)

鳥羽(2005)によれば、この COSO の定義は、取締役会や経営者に言及していることから、コーポレート・ガバナンスとの接点を確保している、とする 3)。また、内部統制をコーポレート・ガバナンスとの関係でどのように捉えるかということについては、以下の図 1、および図 2 のように分類することにより説明される。



(出所) 鳥羽(2005)p.85の図 4-5 および図 4-6

図1は、内部統制とコーポレート・ガバナンスが切断されている状況を表している。この場合には、内部統制は執行の長たる社長の視点で捉えられ、それゆえ社長自身の問題や取締役会のあり方の問題は、「内部統制」の議論というよりはむしろ「コーポレート・ガバナンス」のレベルの議論として扱われることになる4。

一方,図2では、内部統制がコーポレート・ガバナンスと連動している状況が示されている。COSO(1992)が識別した内部統制の構成要素のうち、「統制環境」は、「執行」と「監督」に関係している。COSOが最も重視している社長の誠実性・倫理的価値観・経営哲学等は、まさしく「執行」に深く関係しており、また、取締役会の機能状況は、「監督」に関連している。これらは、COSOフレームワークの下では「統制環境」に属している。すなわち、社長の利益第一主義的で強引な経営姿勢、遵法意識の希薄な経営姿勢、さらには取締役間の風通しが悪く有効に機能しない取締役会も、統制環境が十分でないという意味において、内部統制の問題ということになる5)。

本稿において対象としている内部統制は、COSO フレームワークに従った図 2 において示される定義であり、また、後に説明する金融商品取引法において想定されている内部統制ともこの定義は合致していると考えられる6)。

続いて、日本における内部統制制度改革の潮流を概観しよう。

3. 内部統制に関する各制度の概要

(1) 時系列的まとめ

日本における内部統制に関わる諸制度は、ここ数年内に立て続けに提示されてきた。主な(財 務的)企業不祥事発覚と制度の提示の流れを示すと、以下の表1のようになる。

表 1 内部統制制度提示と企業不祥事発覚

年月	内部統制に関わる制度	年月	主な企業不祥事
2003/4	改正商法施行(委員会等設置会社の内		
	部統制システム構築が義務化)		
		2004/10	西武鉄道,有価証券報告書の虚偽記載
			が発覚
		2004/11	日本テレビ,有価証券報告書の虚偽記
			載,メディア・リンクス,架空売上げ
			計上発覚
2005/1	東証「適正開示に係る宣誓書・有価証		
	券報告書等の適正性に関わる確認書」		
	を義務化		
		2005/4	カネボウ,過去数年にわたる巨額粉飾
			決算発覚
		2005/5	
			虚偽記載発覚
2005/6	新会社法(大会社の内部統制システム		
2005 / 5	の基本方針策定が義務化)		
2005/7	金融庁企業会計審議会内部統制部会		
	(財務報告に係る内部統制の評価及び		
2005 / 0	監査の基準)草案公表		
2005/8	経産省「コーポレート・ガバナンス及		
	びリスク管理・内部統制に関する開示・		
	評価の枠組みについての指針	2006 / 1	ニノブドマ車件
		4006/ T	ライブドア事件

この表を見ると、日本においては西武鉄道事件を契機として、内部統制制度強化の流れができあがったことがわかる。その後も、幾つかの財務報告に関する企業不祥事が起こり、この流れが加速していった。特に目を引くのは、企業会計審議会内部統制部会が発表した「内部報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」である。これは、2006年3月に金融庁が提示した「証券取引法等の一部を改正する法律案」に組み込まれ、同年6月に金融商品取引法の一部として法制化された。

なお、新会社法による内部統制システムは、2000年の大和銀行株主代表訴訟事件判決で示された、取締役が果たすべき善管注意義務の内容を具体的に示したものと考えられており70、上表の流れとは別の潮流によって形成されていることをここで付け加えておく。

さて、以上の内容をまとめると、日本企業を法的に規制する内部統制システムは、①新会社法、②金融商品取引法の2つであり、他にガイドラインとして③経済産業省指針、独自の取り組みとして④東証の宣誓書・確認書提出の義務化という2つが存在するという具合になる。次に、これらの概要を整理する。

(2) 各制度の特徴

まずは、上記4つの内部統制システムの概要を以下の表2のようにまとめてみよう。

会社法 金融商品取引法 経産省指針 東証宣誓・確認書 大会社(資本金5億 | 公開会社(上場企業 | 会社法および東証宣 東京証券取引所にお 円以上または負債総 | 約3,800 社) とその 誓・確認書における ける上場証券発行者 対象企業 額200億円以上の会 連結子会社 対象企業 社) 事業活動全般の業務 | 有価証券報告者(財 | コーポレート・ガバ | 適時開示の体制・不 の適正化を求めてい 務報告)への記載事 ナンスを構築・評価 | 実記載がないという B 的 項の信頼性の確保を し、ステークホルダー 認識、理由の開示に 求めている に開示する際に参考 よって経営者の自覚 となる指針を示す を促す 内部統制を実現する 経営トップが内部統 まず,企業経営者が 上場有価証券発行者 の代表者が責任を持っ ための仕組みの方針 制の有効性を評価し、 内部統制にコミット て提出。その後, 評価方法 の決定を義務付けて それを公認会計士が し,監査役・外部監 いる。監査に関する 監査することを求め「査人が評価を行う。 web 等によって公 規定はない。 ている。 衆縦覧に供される。 会社法施行規則 財務報告に係る内部 本指針 適時開示体制の整備 の手引きと宣誓書の 指 針 統制の評価及び監査 の基準 記載上の留意点 なし(内部統制の仕|罰則強化 なし 宣誓書・確認書を提 組みを作っていない「有価証券届出書の虚 出することが上場に などと認められた場 | 偽記載等, 10年以下 あたっては必須、ま 罰則規定 合, 株主代表訴訟の | の懲役もしくは1.000 た, 不実記載があれ 対象となる可能性が「万円以下(法人の場 ば上場廃止となる ある) 合は7億円)の罰金

表 2 各内部統制制度の概要

(注)「日本版 SOX 法,現状と対策」『日経コンピュータ』2006/3/6 号の p.44 の表 3 を参考に作成。

特徴的なのは、全ての制度(案)において、経営者の内部統制に対するコミットメントを求めている点である。法的拘束力のある2つのシステムについてみてみると、会社法では、内部統制に対して経営者(取締役)の善管注意義務および忠実義務を求める内容となっている。金融商品取引法では、企業内の内部統制の過程をITを導入して文書化し、その上で経営者の言明を基にした内部統制報告書の提出を義務付けている。また、罰則の強化も織り込まれている。

なお、経済産業省の指針(経済産業政策局企業行動課(2005))は、「各企業がコーポレート・ガバナンス(企業経営を規律するための仕組)及びリスク管理・内部統制を構築及び開示していくにあたり、参考とするべき基本的事項を提示したもの」と本文にあるように、ガイドライン的な存在であり、法的拘束力はない。また、東証宣誓書・確認書(宣誓書及び上場企業の適時開示体制に関する研究会(2005))も、法制度ではなく東京証券取引所の自主的取り組みであるのだが、これらの提出は企業が東京証券取引所に上場する上で必須とされているため、経済産業省指針とは異なり、上場会社にとっては拘束力がある。しかし、これと同様の内容が金融商品取引法に含まれているので、同法施行時には整理・統合されることになるであろうと思われる。

さて、次は、本稿において注目している法的拘束力を持つ2つの制度の詳細を提示し、それらの内容を比較してみよう。

4. 法的拘束力をもつ2つの制度に関する詳細

(1) 会社法における内部統制 8)

会社法において求められる内部統制は、法務省民事局のウェブサイト「会社法の概要」において⁹⁾、次のように説明されている。すなわち、「大会社について、内部統制システム(取締役の職務執行が法令・定款に適合すること等、会社の業務の適正を確保するための体制)の構築の基本方針の決定を義務付けている」、と。したがって、会社法 362 条 4 項 6 号の「取締役の職務の遂行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」が内部統制にあたると考えられる。その具体的な整備対象項目は、表 3 のようになる。

表3から、会社法が大会社に求める内部統制項目は、次の3点に集約されることが分かるであろう。すなわち、①取締役会が「取締役の職務の遂行が法令及び定款に適合することを確保する体制」を含む10項目、②その決定内容の概要を事業報告書で開示すること、および③その決定内容を監査役が監査し、相当でないと認める時はその旨を監査報告の内容とすること、という3点である。

表 3 会社法が求める内部統制の整備

取締役会決定事項						
会社法 362 条 4 項 6 号		取締役の職務の遂行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために 必要なものとして法務省令で定める体制				
(法務省令で定める体制)						
	1号	取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制				
	2号	損失の危険の管理に関する規定その他の体制				
施行規則 100 条 1 項	3号	取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため の体制				
旭打戏机100米1項	4号	使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保す るための体制				
	5号	当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団 における業務の適正を確保するための体制				
	1号	監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項				
	2号	前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項				
施行規則 100 条 3 項	3号	取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監 査役への報告に関する体制				
	4号	その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するため の体制				
事業報告での開示						
施行規則 118 条 2 号		上記についての決定・決議の内容の概要				
監査役等による監査						
施行規則 129 条 1 項 5 号		上記が相当でないと認める場合は、その旨及びその理由				

(出所) 山本(2006a), 資料1

この会社法による内部統制構築要件は、先述したように大和銀行株主代表訴訟事件判決において示された、取締役会が果たすべき善管注意義務の内容を反映しているものと考えられる。同判決は、先の注7に示したように、「取締役は、リスク管理体制を構築すべき義務を負い、さらに、代表取締役及び業務担当取締役がリスク管理体制を構築すべき義務を履行しているか否かを監視する義務を負うのであり、これもまた、取締役としての善管注意義務及び忠実義務の内容をなす」として取締役の内部統制システム構築義務を明確に打ち出し、それに基づく責任を認めている。しかし、この大和銀行巨額損失事件の主役が従業員であったことから、少なくとも代表取締役や取締役が直接の実行行為者ではないという意味において、上記の一連の司法判断の中で言及された、あるいは会社法によって求められている内部統制が、コーポレート・ガバナンスと連動した(図2における)内部統制概念に立脚するものであるのか、従業員の業務を対象とした(図1に

おける)内部統制概念に立脚するにとどまるものであるのかは、必ずしも明らかではない。

ともあれ、この会社法によって規定される内部統制は、コーポレート・ガバナンスと連動しているかどうかは不明であるが、代表取締役および業務担当取締役に対し善管注意義務及び忠実義務を果たすことを強く求め、企業不祥事の抑止、すなわち企業の社会的公正性の確保を目的としていることは確かであるといえよう。

続いて、法的拘束力を持つもうひとつの制度である金融商品取引法による内部統制制度の詳細 を見てみよう。

(2) 金融商品取引法における内部統制 10)

金融商品取引法は、有価証券報告書提出会社のうち上場会社およびその他政令で定める会社に対して、有価証券報告書の記載内容が適正であることを確認した旨の確認書を当該有価証券報告書と併せて提出することを義務づけた。また、同法は、上記の会社に対して、財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するために必要な体制について評価した内部統制報告書を有価証券報告書と併せて提出することも義務づけている。内部統制報告書作成に当たっては、特別の利害関係のない公認会計士または監査法人の監査証明を受けなければならないものとされている。そして、この監査証明のための基準および手続きは、内閣府令(執筆時点で未定)の定めるところによるものとされているのであるが、それは下図3に示される企業会計審議会内部統制部会(2005)による「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準案」を基になされるものと目される。

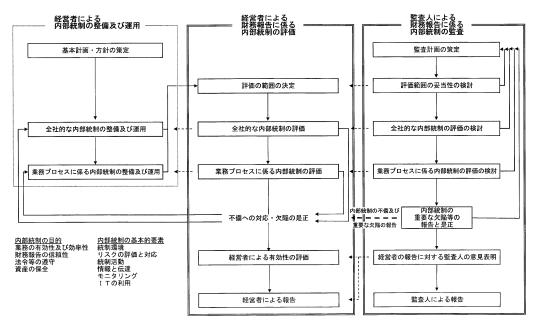


図3 財務報告に係る内部統制の評価及び監査の流れ

(出所)企業会計審議会(2005)「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準(公開草案)|

企業会計審議会内部統制部会(2005)においては、内部統制の基本的枠組みを次のように示している。すなわち、内部統制は「業務の有効性および効率性」「財務報告の信頼性」「事業活動に関わる法令等の遵守」「資産の保全」という4つの目的を達成するために、業務に組み込まれ、組織内の全ての者によって遂行されるプロセスである、と。そして、内部統制基準では、その要素として次の6つを挙げている。

① 統制環境

これは、組織の気風を決定し、組織内すべての構成員の内部統制に関する意識に影響を与える ものと定義される。具体的には、経営者を含む、全社員の誠実性や倫理観、トップ・マネジメントの意向や姿勢が含まれる。これが、他の内部統制の基本的要素すべての基礎となる。

② リスクの評価と対応

組織の内外で発生するリスクを識別した上で評価し、評価されたリスクに対する適切な対応を 実施することである。リスクを特定し、それを正しく評価することなくして、適切な内部統制を 設計することは不可能である。

③ 統制活動

経営者の命令および指示が適切に実行されることを確保するために定める方針および手続きと 定義される。現場レベルにおける具体的な管理手続きそのものである。

④ 情報と伝達

設計された内部統制が適切に運用されるための潤滑油の役目を持つ。必要な情報が適切な役員 や従業員に、適切に伝達されるための仕組みである。これが実現されない限り、ルールや仕組み は機能しない。

⑤ モニタリング (監視活動)

内部統制が有効に機能していることを継続的に評価するプロセスであり、日常的な管理活動に 組み込まれた「日常的モニタリング」と「独立評価(主に内部監査部門がその役目を担う)」の 2 つがある。

⑥ ITの利用

組織目的を実現するために組み込まれた情報システムを管理する内部統制を指す。IT 利用環境に関する全般統制と、業務プロセスに関する業務処理統制に分かれ、主にIT 部門が担当する社内管理手続きの仕組みである。

金融商品取引法における内部統制システムは、以上の目的と構成要素を基に、代表取締役およ

び業務担当取締役によって構築・運用されるものとされるのであるが、その評価・監査方法は、 米国の SOX 法と異なり、やや簡略化されている。すなわち、財務報告に係る内部統制の質について、まずは経営者自身が自ら評価し、その上で、実施した内容結果を外部の公認会計士あるいは監査法人が監査を行う、というものである(図 3 参照)。SOX 法では、経営者が評価した内部統制の結果について、監査人はもう一度、一から監査し直さなければならない(=ダイレクト・リポーティング)ことになっているが、日本においては、経営者・監査人双方の費用対効果が考慮され、このダイレクト・リポーティング方式は採用されなかったようである。

ところで、金融商品取引法による内部統制システムは、最終的には上述の内部統制報告書の提出を義務づけている。このことから、同法による内部統制システムの射程は、あくまで財務報告の適正性を確保するために必要な体制に限定されており、COSOの内部統制フレームワークよりも限定的なものであるといえよう。ただし、コーポレート・ガバナンスとの関連については、①の「統制環境」にあるように、経営陣も内部統制において評価される対象となっていることから、図2で示したモデルに適合するものと考えられる。なお、同法における有価証券報告書の記載内容の適正性に関する確認書および内部統制報告書の提出は、2008年4月1日以後に開始する事業年度から義務づけられることになっている。

(3) 2つの制度の比較

さて、ここで山本(2006b)による新会社法と金融商品取引法における内部統制システムの内容 比較を見てみよう。そこでは、企業会計審議会内部統制部会(2005)の「内部統制基本枠組み」を 基軸にし、その項目に新会社法の求める内部統制事項を適用させる形で2つの制度を比較してお り、非常に興味深い分析が行われている。なお、山本(2006b)では、会社法における内部統制を 「内部統制基本枠組み」に適用させる際、会社法で「~のために」と表されている事項(例えば、 取締役の職務の遂行が効率的に行われることを確保するための体制)を「目的」に、そうでない 事項(例えば、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制)を「要素」に対応 させている。また、「企業集団の業務の適正」と「監査役監査の実効性」は、いずれも「~のた めに」となっているので「目的」と位置づけられるが、基本枠組みの4つの目的とは個別に対応 させられないため、「目的」全体にまたがるように示した、としている。それが、表4である。

この表4を見てみると、2つの法制度の違いが明らかになる。内部統制制度の範囲については、金融商品取引法の方が概念としては包括的に見えるが、先に言及した通り、同法においては財務報告の信頼性の確保が中心に据えられているので、現実の施行の面では、明確ではあるが限定的である。

	金融商品取引法	新会社法		
目的	業務の有効性・効率性	職務執行の効率性		
	財務報告の信頼性			
	法令等遵守	職務執行の法令・定款適合性		
	資産の保全			
要素	統制環境			
	リスクの評価と対応	損失の危険の管理		
	統制活動			
	情報と伝達	職務執行の情報の保存・管理 事業報告での開示		
	モニタリング	監査役等による監査		
	IT への対応			

表 4 2 つの内部統制制度の目的・要素の比較

(出所) 山本(2006b), 資料5一部改

一方、会社法における内部統制は、業務執行の面での適正性の確保に重きを置いており、財務報告の信頼性確保についての明確な言及はない。また、現実的施行の面においては、金融商品取引法のそれと比べると、提出すべき報告書の内容が限定的でないという意味で曖昧さが残るように感じられる。

さて、この2つの制度を合わせれば、一見すると、コーポレート・ガバナンスの目的とされる 企業の経済的効率性と社会的公正性の確保を満たすように思われるが、先にも指摘した通り、会 社法の内部統制がコーポレート・ガバナンスに関連しているかどうかは明確でない。すなわち、 現実的施行の面においても、コーポレート・ガバナンスの面においても、2つの制度の間にはそ れなりの補完性は認められるものの、連動性は必ずしも良いとは言えないのである。

5. まとめと展望

以上、新会社法および金融商品取引法によって制度化される内部統制システムの内容を概観してきた。その内容をまとめてみると、次のように表現できよう。会社法における内部統制は、代表取締役および業務担当取締役が善管注意義務・忠実義務の履行の確保を主目的とし、金融商品取引法における内部統制は、財務報告の信頼性の確保を目的としている。両法とも経営者の内部統制に対するコミットメントを求めている点では同一であるが、それぞれの内容には重複があり、また、連動性も必ずしも良くない。そして、両法の内部統制において想定されているコーポレート・ガバナンスのレベルも異なっている、というところであろうか。

そもそも, 各法令は, それぞれ異なる目的で制定されているのであるから, それぞれの内容に

重複点や相違点があっても当然である、という意見も成り立つかもしれない。しかし、法制度による規制は、関連する企業全てに(良し悪し関わらずに)一律に掛かる。企業の立場に立ってみれば、各法令の連動性が悪いことによって引き起こされる作業の重複は管理費の増大につながる訳であり、そしてその管理費の増大は、法制度が目論む企業の効率化(=企業価値の増大)が実現しなかった場合、最終的には株主が負担することになる。つまり、法制度によって全ての株主にエージェーンシー・コストの増大がもたらされることになるのである。誰のための内部統制なのかを熟考し、両制度間の調整を図るべきではなかろうか。

注

*本稿は、平成18年度東海学園大学研究補助金を受けて筆者が行った2つの学会報告(経営行動研究学会第18回中部部会〔2006年6月3日 於:中京大学〕および第16回全国大会〔2006年7月28日 於:桜美林大学〕)の内容に修正を施し、加筆したものである。

- 1) たとえば、鳥羽(2005)pp.1-24.を参照。
- 2) ここでは、トレッドウェイ委員会組織委員会 (編) (1996)pp.1-7.および鳥羽(2005)pp.5-7.を参考にしている。
- 3) 鳥羽(2005)p.6による。
- 4) 同掲書 p.84 より引用。
- 5) 同掲書 p.86 より引用。
- 6) ただし、新会社法による内部統制に関しては、明確な定義づけはできない。
- 7) 判決文は次の通り。「健全な会社経営を行うためには、リスク管理が欠かせず、会社が営む事業の規模、特性等に応じたリスク管理体制を整備することを要する。」「取締役は、取締役会の構成員として、リスク管理体制を構築する義務を負い、さらに、代表取締役及び業務担当取締役がリスク管理体制を構築すべき義務を履行しているか否かを監視する義務を負うのであり、これもまた、取締役としての善管注意義務及び忠実義務の内容をなすべきものと言うべきである。」「監査役は、商法特例法 22 条 1 項の適用を受ける小会社を除き、業務監査の職責を担っているから、取締役がリスク管理体制の整備を行っているか否かを監査すべき職務を負うのであり、これもまた、監査役としての善管注意義務の内容をなすべきものと言うべきである。」以上、2000 年 9 月 20 日大和銀行巨額損失代表訴訟判決(大阪地裁)より抜粋。
- 8) この項の記述は、山本(2006a)の本文に依存している。
- 9) URL: http://www.moj.go.jp/HOUAN/houan33.html を参照されたい。
- 10) この項の記述は、大崎(2006)pp.122-123.およびハーバードビジネス・レビュー(2005)pp.61-63.の本文に 依存している。

引用・参考文献

大崎貞和(2006)『解説 金融商品取引法』弘文堂.

企業会計審議会(2005)「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準(公開草案)について」金融庁、

企業会計審議会内部統制部会(2005)「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準のあり方について」金融庁.

企業行動の開示・評価に関する研究会(2005)「コーポレートガバナンス及びリスク管理・内部統制に関する 開示・評価の枠組みについて一構築及び開示のための指針(案)―」経済産業省.

金融庁(2006)「証券取引法の一部を改正する法律案要綱」.

経済産業政策局企業行動課(2005)「「企業行動の開示・評価に関する研究会 中間とりまとめ」(案) に対する意見募集の結果について」経済産業省.

旬刊商事法務(2005)『特集・会社法関係法務省令案 法務省令案』(2005 年 12/1 号),商事法務研究会.

(2006) 『特集・会社法関係法務省令 1会社法施行規則2会社計算規則3電子公告規則』(2006年2/10号)、商事法務研究会。

宣誓書及び上場企業の適時開示体制に関する研究会(2005)「適時開示体制の整備の手引きと宣誓書の記載上の留意点」東京証券取引所。

東京証券取引所(2004)『上場会社コーポレート・ガバナンス原則』

鳥羽至英(2005)『内部統制の理論と実務』国元書房.

トレッドウェイ委員会組織委員会(編), 鳥羽至英・八田進二・高田敏文 (共訳) (1996) 『内部統制の総合的 枠組み 理論篇』 白桃書房 (COSO, Internal Control-Integrated Framework, September 1992, May 1994.).

日経コンピュータ(2006)『特集 内部統制待ったなし』(2006年3/6号), 日経 BP 社.

ハーバードビジネス・レビュー(2005)『内部統制の時代「日本版 SOX 法」の衝撃』(2005 年 10 月号), ダイヤモンド社.

八田進二(2006)『内部統制の考え方と実務』日本経済新聞社.

古庄修(2006)「内部統制報告の制度化をめぐる現状と課題」,『経済経営研究所年報(関東学院大学)』第 28 集, pp.230-246.

森本親治・守屋光博・高木将人(2005)『企業改革法が変える内部統制プロセス』日経 BP 社.

- 山本祥司(2006a)「内部統制をどう捉えるか:内部統制は誰もが知っておくべきテーマとなった~内部統制をどう捉えるか①~」第一生命経済研レポート (2006.5).
 - (2006b)「内部統制をどう捉えるか:エッセンスは「目的達成を支える手段」~内部統制をどう捉えるか②~」第一生命経済研レポート(2006.6).
 - (2006c)「内部統制をどう捉えるか:内部統制はなぜ「内部」統制なのか~内部統制をどう捉えるか③~」第一生命経済研レポート(2006.7)。